

混合経済における 「大きな政府」と「小さな政府」

— 現代資本主義下の国家調整機能の視点から —

柿 本 国 弘

- 一 混合経済と「大きな政府」, 「小さな政府」
- 二 政府支出の増大と福祉財政, 赤字財政批判
- 三 政府規制と規制緩和
- 四 混合経済と国家独占資本主義

一 混合経済と「大きな政府」, 「小さな政府」

現代の先進国経済体制が混合経済であり、見通せる将来においてもそうであろうこと、これを一方の国家（政府）サイドからみれば、政府部門が大きな比重を占めていること（「大きな政府」）、そして 1970 年代以降、これに対して「小さな政府」が対抗軸となってきたことは周知のところである。「大きな政府」と「小さな政府」は、現在における政府の任務、より限定的には資本主義における「市場の失敗」、すなわち「資本主義の内部矛盾」を国家によって調整せざるをえないという国家機能の大きさ、あるいは小ささそのものの表現だともいえよう。

「大きな政府」、政府部門の比重の増大は、一つに財政（政府事業、公務員数を含む）の比重（名目的、対 GNP 比）の増大のほか、いま一つに民間部門（産業）に対する公権力の介入、いわゆる政府規制の増大によって裏付けられている

が、これに対して健全財政（赤字財政の解消）、規制緩和によってこそ経済の安定化が図られるだろう、というのが「小さな政府」論の主張点であった。

政府支出と公的規制の増大は、二度の世界大戦と1930年代の世界大不況（「市場の失敗」）を主たる契機としていること、前者の財政支出増の面では、不況対策、成長促進のための総需要管理政策、あるいは所得再分配による社会保障政策などが戦後において定着したことによるものである。

後者の公的規制の面では、米合衆国のニューデール期における反独占政策（競争促進政策）をはじめ、英、仏、伊各国の国有企業、日本の産業保護（いずれもサプライサイド政策）というように、国によってまた歴史的にかなりの相異性のあることが特徴であった。

以上のような総需要管理、福祉政策、産業規制などは、それが西・北歐的な社会民主主義政権によって促進されたか、伝統的な自由主義的保守政権によって促進されたか、の違いがあるにせよ、戦後直後から1970年代初頭までの経済成長条件に支えられて実現されたものであり、「ケインズ主義的福祉国家（「大きな政府」）」とも略称され、あるいはその中味を指すものとされてきた。

ところで、1970年代初頭におけるドル危機、オイルショック、国際競争の不均衡化など成長条件の困難化にもとづく成長率の低下、インフレの加速化、失業増大（いわゆるスタグフレーション）が余儀なくされるに及んで、この「政府介入の増大」、「ケインズ主義的国家」に対する批判が本格的に展開されるわけだが、スタグフレーションの打開は、「市場システムへの信頼」にもとづく貨幣政策（財政政策でなく）と減税、規制緩和・撤廃によってのみ可能になるとするのがマネタリスト、サプライサイダーズの批判であった。

彼らのいわゆる「小さな政府」論からの経済停滞、インフレ、福祉国家批判に対しては、戦後の経済発展の基礎をなした大量生産・消費方式（フォードシステム）の技術面、市場面からする「活力の枯渇」の問題を脇にやっつて、「大きな政府」だけを批判しても的外れだとの反論が直ちに生じるであろう。

しかし仮にそうだとすると、「大きな政府」自体にも「過剰な市場への介入」の側面がなかったかどうか、「政府の失敗」の側面はどうであったかの問題は確かに存在する。財政赤字の縮小、規制緩和、民営化などで経済再活性化をそれなりに実現しつつある(中味にいろいろ問題はあるにせよ)レーガン、サッチャー政権下の米、英両国のここ20年来の経験が、「小さな政府」の妥当性、確証性を改めて問いかけているといえよう¹⁾。

他方、社会保障や労働条件改善、国際協調などの「社会的公平」を掲げてきた社会民主主義的政策の現実には、フランスにおける社会党内閣の、1981年ミッテラン政権以来の復活(1997年6月)や英国労働党の18年ぶりの政権獲得(1997年5月)をみればわかるように、「ケインズの福祉国家」の再編がなされてきたとしても、それが根底的に破綻したというものでないことを示しているといえよう。

ここ20年間における「大きな政府」と「小さな政府」の対抗関係は、ごく大まかにはこのようにまとめられるが、本稿では、「大きな政府」の内実をなす以下の2点を具体的に確証することにしたい。

一つは、戦後における政府支出増の過程で、いずれの主要先進国においても共通の要因をなした社会保障費(福祉国家)は、レーガノミクス、サッチャーリズムの中で、しばしばいわれるように「挫折」、「破綻」したといえるかどうかの問題である。手直し、再編と根本的な危機、破綻は一面の共通性はもちろんあるが、根本的には異なる現象である。

もし根本的破綻でなく手直しの再編だとしたら、そのことは、社会保障、福祉財政が先進国経済において必要不可欠の政府任務となって定着していることを認めざるをえないことになろう。そしてもしそうならば、社会福祉財政は、理念的にも現実の歳出量としても支柱的な財政任務であり、問題はその量の多少にすぎないもの、ということになろう。

二つは、規制緩和の根拠と課題をどうみるかである。これはとくに、規制国家といわれる日本にとって重要であろう。「キャッチアップ型」システム

として余儀なくされた多くの政府規制の存在と、その緩和が経済に与える影響は、「大きな財政」以上に重要であるかもしれない。サッチャーリズム、レーガノミックスによる「経済活性化」は、規制緩和によるところがより大きいのもかもしれない。

日本では、歴史的にみて、またグローバル化の面からみて、規制緩和問題はたんに経済構造のあり方だけでなく、行財政のあり方にも重要な問題を提起することにならざるをえない。すなわち経済規制緩和によって、国民生活に必要な不可欠の社会規制が撤廃されてよいわけではないし、また起こりうべき大量失業問題に対しては失業対策費を用意しなければならない、などの問題である。規制緩和は、財政の任務である生活基盤のミニマム条件保障の問題の提起でもある。

こうして政府比重の問題、すなわち「最適の混合経済」²⁾をめぐる問題は、現代資本主義、国家独占資本主義の課題そのものに他ならない。

以下において上述2点を主な検討課題としたいが、あらかじめ「小さな政府」と古典派のアダム・スミスの「安価な政府」について一言しておきたい。

というのも、「大きな政府」が「ケインズ主義的政府」であることはおよそ衆目一致しているとしても、「反ケインズ主義的政府」としての「小さな政府」がスミスのいわゆる「安価な政府」と一致するかどうかは、それ自体、大問題であり、大きな論争点になりうる問題だと思えるからである。

とくに問題となるのは、大きな比重を占める社会保障財政である。アダム・スミスの必要最小限度論からすれば、社会保障財政の充実は先進国ではきわめて当然の財政任務とみなすのが常識であろう。しかし「小さな政府」論からすれば、「大きな政府」の財政支柱をなす社会保障財政は、少なくとも根本的批判の対象とならざるをえない（「制度の解体」を目ざしているとははいえないとしても）のであり、この点でスミスとは異なるとみなせるからである。

そうではなく、仮に「小さな政府」論が国家の「過剰介入」すなわち「官僚主義的福祉財政、政官業癒着的な公共事業、産業保護」を批判したうえで、個々人の「選択の自由」や「ムダな財政支出」抑制を主張しているなら、それはスミスの「安価な政府」と矛盾するものではなからう。

スミスのいわゆる「安価な政府」が、歳出費目の「数の最小化」とともに、歳出の絶対額でなく、対生産力(GNP)比の横這いもしくは低下であるとするなら³⁾、少なくとも戦後における先進国財政は、明らかに「安価な政府」と反対の「高価な政府」、「大きな政府」であった。そして、この「大きな政府」の評価自体、独自の大问题なのであって(赤字財政構造そのものをどうみるかも含めて)、「小さな政府」論、とくに公共(財)選択派の出発点もそこにあつたはずである。

二 政府支出の増大と福祉財政、赤字財政批判

(1) 政府支出増と批判論

政府支出増大の統計的検証は、一般に国内総生産に対する政府支出の割合、より精密には「一般政府規模」(政府最終消費支出+補助金+社会保障支出+その他移転経費+総固定資本形成+土地購入等)の割合で算出されているが、ここでは主要先進国におけるその状況を、簡略化のため「中央政府支出」増と主要費目において一瞥しておきたい⁴⁾。

表1によれば、西欧諸国の中央政府支出が戦後の四半世紀において米国、日本よりも高いこと、また日本は1955年以後の高度成長期には、相対的に「小さな政府」であったことが示されている。統計の年次がやや古いが必ずしもよく見取れないが、欧米とも(また日本も)政府規模の拡大が目立って大きくなるのは、1970年代に入ってからといえよう。また支出増の具体的経費要因では国、時期によって当然に同じでなく軍事費や経済・公共事業費

表1 主要先進国における

	イギリス				フランス			
	1950年	1955	1965	1975	1950年	1955	1965	1975
中央政府支出 / 国内総生産	26.9	24.1	26.1	34.0	—	22.8	20.5	22.3
国防費 / 中央政府支出	24.0	34.8	22.6	14.7	20.7	27.4	19.8	17.9
教育・科学費 / 中央政府支出	—	0.9	2.5	1.9	8.1	9.4	19.4	25.3
経済・公共事業費 / 中央政府支出	12.7	8.3	8.4	11.3	30.1	22.7	21.8	14.8
社会保障費 / 中央政府支出	—	17.3	26.3	25.3	24.1	22.9	21.3	23.7

- 1) イギリスの経済・公共事業費は経済的サービス（道路を除く）と運輸・通信の計、また1955年の社会保障費は対一般政府支出比である。
- 2) フランスの経済・公共事業費は経済的サービスと運輸・通信の計、また社会保障費には公衆衛生、住宅供給が含まれている。両国とも中央政府には社会保障機関分を含む。
- 3) 旧西独の中央政府支出には社会保険給付金の全体は含まず、社会保険機関に対する政

増が目立つこともあるが、共通にいえることは、周知のように社会保障費であり、そのことは同表からすぐに窺える。社会保障費は、その規模の大きい北・西欧で1980年代以後見直しの対象とされるが、米国、日本を含めて目立って縮小されるということではない。

そのみか日本のケースを表2でみると、国民所得に対する社会保障移転割合は、1977年に10.9%であったものが、85年には13.7%、1994年には16.1%と、この間きわめて着実に増大しているのである。社会保障費を含めた「一般政府支出」の（名目）国民総生産比では、1997年の29.8%から1994年の35.7%へと5.9%もの増大であり、「大きな政府」の事実是否定できないといえよう。

それを裏付けるように、租税負担率も着実に増大しており、同時期に、社会保障税も含めて対国民所得比で27.9%から35.7%へととなっている。

ところで、このような第二次大戦後における先進主要国の政府支出増大動向は、世界大戦、大不況を契機にして、経費は目立って増大するが、以後においても高止まりのままで下がることがないという、いわゆる転位効果だけ

政府規模の拡大状況

(単位：%)

旧西ドイツ				アメリカ				日本			
1950年	1955	1965	1975	1950年	1955	1965	1975	1950年	1955	1965	1975
13.9	13.7	14.9	15.7	15.1	17.1	17.1	20.9	16.0	11.5	11.1	13.7
31.2	24.4	28.2	20.0	30.4	58.7	41.9	26.4	17.6	13.3	8.2	6.3
11.0	9.1	17.0	12.3	0.5	0.9	1.9	18.6	3.3	12.5	12.8	12.0
0.3	0.4	2.0	4.9	6.5	2.3	8.0	5.5	14.8	14.4	14.1	12.2
40.2	40.1	30.5	36.1	11.6	13.7	23.1	41.4	8.6	13.6	17.0	20.6

府補助金のみを含む。

- 4) アメリカの経済・公共事業費は資源・環境と通商・輸送の計、また社会保障費は保健衛生と所得保障の計である。ベーター・フローラ編（竹岡敬温監訳）『ヨーロッパ歴史統計 1815-1975 (L)』、『アメリカ歴史統計、第1巻』（以上、原書房、1985年）、大蔵省『財政統計』などより。

表2 日本における政府支出増状況

分子	分母	期種	単位	1977年	1980	1985	1990	1994
(一般政府)								
租税負担	国民所得	年度	%	19.6	22.8	24.6	27.7	23.3
社会保障負担	国民所得	年度	%	8.3	9.1	10.4	11.4	12.5
租税・社会保障負担	国民所得	年度	%	27.9	31.9	35.0	39.1	35.8
社会保障移転	国民所得	年度	%	10.9	12.5	13.7	13.7	16.1
防衛費	名目GNP	年度	%	0.894	0.917	0.977	0.963	0.961
政府開発援助 (ODA)	名目GNP	暦年	%	0.21	0.31	0.28	0.30	0.28
一般政府支出合計	名目GNP	年度	%	29.8	33.3	33.0	31.8	35.7

経済企画庁編『国民経済計算年報（平成8年版）』より。

では説明できないことであつた⁵⁾。大戦や1930年代型の大不況を契機としているわけでないのに、経費（対GNP比）がかなり増大しているし、また急激ではないにしても漸次的に増大しているからである。

このように、少なくとも戦後の政府経費の漸増（名目的、対GNP比）現象は、「安価な政府」と反対の「高価な政府」に他ならないが、マクロ的にその要因をみると、軍事費を別とすれば、先述のように不況・成長促進政策、所得再分配政策を柱とするいわゆるケインズ型財政政策が定着していたこ

と、そして好・不況に関係なく経費増を可能とする財政赤字構造（公債累積、管理通貨制）がそれを可能にし、また支えてきたということであった。

戦後の経済成長、民主主義政治のうえでの経費増については、「こういう政府支出規模の拡大パターンは、軍事費の増加だけでなく、正常期でも人口増加による行政機構の増大やさまざまな圧力団体の要求にもとづく規制、介入機構の膨脹、また経済発展にともなう公共事業費、産業関係費、社会政策費（福祉政策費）の増大によっても現われてくる」⁶⁾と説明されている。

このなかで、社会保障費の増大が一貫した経費増圧力の要因だったことは先述のとおりである。

「高価な政府」、「巨大政府」とそれを支える（赤字）財政構造、「ケインズ主義的国家」に対して早くから批判を投げかけていたのが、フリードマンなどのマネタリストもしくはサプライサイダーズとブキャナンなどの財政論からする公共財選択派だったことも先述のとおりだが、事実上の「小さな政府」論である彼らのケインズ主義的政策、財政論に対する批判は以下のようであった。

まず周知のように、ケインズ主義的「大きな政府」こそが市場経済を失敗に導くとの「政府の失敗」論を基本認識とし、とくに1970年代以後のスタグフレーションは政府の失敗の証明だと批判してきたことである。すなわちフリードマンの基本認識は、「市場経済に対する信頼」に立ち、政府の政策は根本的には貨幣政策（貨幣の適正供給）に限定すべきとし、サプライサイダーズは、減税によって市場の活性化を図るべしということであった。

マネタリストの見地からすれば、戦後の「巨大政府」は、市場システム、延いては個々人の自由を抑圧する体系を表わしていることに他ならず、自由経済社会での根本理念である個々人の自由行動、「選択の自由」を抑圧することである。だとすれば、自由主義、市場経済の健全性を回復させる要素こそ「小さな政府」だということであった。

批判の基本、根本は「自由の擁護、選択の自由」の前提条件の保障、とい

うことである。この点ではサプライサイダーズも公共財選択派もさして変わることがないであろう。

このような市場機構信頼論、選択の自由論にとっては、戦後最大の財政経費増大要素をなしてきた社会保障費と、多様、複雑でそれ故にまた「官僚主義的介入」を拡大させうる福祉財政は重大な批判対象とならざるをえない。福祉制度の基本的否定を意味すると理解される後述の「負の所得税」対策がその典型例であろう。

次に公共財選択派は、「自由擁護」、「市場システム信頼論」を財政の側面から裏付けること、端的には「ケインズ主義的赤字財政」に対する批判論と行ってよかろう。

すなわち公共財選択派財政論の基調は古典派の均衡財政論の見地であり、この見地から「予算赤字、インフレーション、公共部門の拡大」を「民主的予算選択の政治」、「ケインズ遺産のもっとも悲劇的な点」と批判することであった⁷⁾。

ただし公共財選択派は、赤字財政は戦時などの異常時には認めるが、それ以外は均衡財政法などの法的制約をもってしても財政赤字を防ぐべきだと主張していた。

このようにケインズ主義的財政、あるいは赤字財政それ自体を否定もしくは制約することによってこそ市場経済の健全化、活性化を実現しようとする公共財選択派の考えが、先のマネタリストなどと同じく「小さな政府」に結びつくこと、「小さな政府」そのものであることは当然であろう。

「大きな政府」、「小さな政府」とのかかわりで公共財選択派の財政論は、次の点で重要な意義をもっていた。

第一は、財政の政治過程の側面の理論化である。ブキャナンによれば、「民主主義のもとでは、集合的意思決定は複雑な過程である。最終的な決定は、個人の投票手続、議会における討論と採決、行政部のリーダーシップの行使、政党の党派活動、圧力団体の利害の衝突、複雑な官僚行政、などの全

体の連係の結果である。この意思決定過程においては、私経済における全般的『効率性』は、どこでも主要な目的とは考えられていない。したがって、財政計画を、そのような『効率性』を達成するようにたやすく適応させることはできない⁸⁾。

巨大な赤字財政（「大きな政府」）の形成は、この政治過程の結果に他ならないとの批判である。

第二は、「小さな政府」のためには、政府任務の範囲を厳密化するという公共財の選択性の問題であった。

選択派によれば、戦後の財政支出増圧力をなしてきた社会保障費や教育費、公共事業費は国防などの純公共財とは区別される準公共財の領域に属するのであり、公私負担の領域に属する一分野である社会保障は、とくにこのサービスの性格から問われねばならない、とされる。しかし公共財選択派の社会保障財政に対する検討は、先のフリードマンと異なっており、きわめて抽象的であり、基礎文献においては、具体的分析、結論に対しては慎重かもしくは避けているかであるようにみえる。

このようにマネタリストと公共財選択派の「大きな政府」批判における財政論では、社会保障財政批判と公債発行（政策）への批判の是非がポイントをなしているといえよう。以下、前者の福祉財政批判に論点をしばってみることにしよう。

ここではフリードマンの社会保障制度批判をふり返しておくことにしたい。彼はすでに早くから福祉制度の問題点、すなわち「複雑なしくみ、官僚介入性、予算圧力」などを批判の基礎に据えていたが、これを公営住宅、最低賃金制、農産物価格支持制度、老人保険、医療制度などに対する批判においてみると、およそ次のようなものであった⁹⁾。

公営住宅については、スラム街駆除などの近隣効果、貧困所帯援助の目的で行なわれる公共住宅によって、実はスラム街の弊害はかえって目立つようになっている。もし貧しい人々を援助するために資金が使用されるべきな

ら、それは、現物によってではなく現金で支給される方がいっそう効果的に使われることになるだろう、という。

最低賃金法については、政府は、雇主がその最低賃金で、以前にそれよりも低い賃金で雇用されていたすべての人々を雇うよう義務づけることはほとんどできない。それ故に最低賃金法の結果は、それがなかった場合よりも失業を多くすることだと批判している。農産物価格支持については、援助を必要とする農家の所得保障にならないとの批判であった。その理由は、貧乏な農場主は豊かな農場主よりも売り出す量が少ない、農家の支出総額に比べて、価格支持から受ける恩恵ははるかに小さいなどのことから、買い上げ制の主たる効果は、農場の生産量をたんに増加させるだけで、農場主1人当りの所得を高めることではないからである。

老齢・遺族保険については、その柱である老後の準備の強制、年金供給の国営化、所得再分配の面があること（支払額と負担額が等しくない限り）、の諸点において、これらが組み合わされねばならない必然性はない、とする。再分配の問題では、一部の受取人から他の受取人への再分配、一般納税者から受給者へ（これは支払った額より多くの額を受け取れよう）、の2要素を含む。しかしこれでは、一つに、富裕な人々も貧乏な人々と同じように受け取る、また負担はある最高限度まで一定である。二つに、この制度が完全な独立採算制でやっていけそうにないこと（年をとっただけで受給できるという恣意的な再分配になるので）、との点からの批判であった。

医療（健康）保険では、英国に代表される国民医療保険は、失業保険も含めて本人のほか雇主と政府が費用を負担する点で、昔の救貧法行政からも大きく逸脱している。つまり本人の意志で保険をかけるのではなく、すべてが政府の責任となり、長期的にみれば、政府と納税者に重い責任を背負わせることになる、との批判であった。

以上フリードマンの社会保障批判については、以前からいろいろ批評されてきたであろうが、次のような点が特徴的であった。すなわち、全体として

実証的な批判というより、原理的、抽象的批判であり、それゆえ「小さな政府」論というイデオロギー批判としての性格を強くもっていたことであろう。

個々の批判点には説得的な面もあったであろう。いうまでもなく、いかなる制度も圧倒的に多くの人々を同じように満足させうるはずはないし、また財政の任務としてのミニマム保障のレベルも、上限の決定も現実論としてはきわめて困難であり、どこかに不備が生じることは避けがたいからである。

批判の基調として画一性を排し、個々人の自主性、選択の自由を認めることの意義を強調しているのは、確かに理念的に正しい面を含んでいるだろう。老齢年金で基礎部分（ミニマム部分）は政府が介入するが、それ以上は個々人が自主的に行なうことが望ましいなど。しかし問題は、現実ミニマム部分を切り捨てる恐れを内包していることであり、これこそ簡単に受容できない点である。例えば公営住宅が居住条件に果たしてきた役割の大きさは、英国の地方行財政が「住宅行政」といわれていたことをみても明らかではなかろうか。

福祉制度全体に対する批判については、フリードマンの「負の所得税」によく示されていた。「負の所得税」とは、その人の所得が一定の免税所得プラス課税控除を超えている額について租税を徴収し、それに満たない額には補助金（「負の税金」）を与えることによって、すべての家族に対して最小限の所得を保障しようとする制度のことである。各種福祉制度にとって代るべきだとされる「負の所得税」の目的は、「同時に巨大な官僚機構の発生を回避し、個人の責任をできるだけ大幅に維持し、政府の福祉援助を受けるよりは自分で働き、稼ぎ、税金を支払うように個人を誘導する誘因を保持しておくこと」¹⁰⁾だといわれている。

以上のようなフリードマンの社会保障制度批判が、『福祉保障制度の解体』の提案¹¹⁾、といえるかどうかは議論の余地のあるところであろうが、1930年代以来発展を遂げた福祉制度の根本的批判を意図していたことはま

ちがいなかり。議論の余地があるというのは、「負の所得税」自体が所得再分配政策として、おそらく大きな財源を必要とするはずだからである(フリードマン自身は財源を算出していないが)。

全体として、「負の所得税によって既存の福祉プログラムを根本的に改善し、社会保障制度を解体する」¹²⁾というラジカルな彼の福祉制度批判が、現実性のない(きわめて少ない)ものだとしても、現状に対するイデオロギー批判としての意義は大きいし、現にそのように作用してきたであろう。

しかし他方で、巨額の財源、機構の複雑性・不確実性などが生じうる社会保障制度の問題点、さらに具体的には全国民への強制加入、高負担、世代間不公平、官僚性、福祉財政困窮化、目的と結果の逆転(欧米で一部みられる福祉充実ゆえに就業しなくなる傾向)などが存在する現実にあつて、画一性、官僚制の過剰介入、高負担など、一言にして「官僚主義批判」¹³⁾を展開していた側面は重要であつた。

(2) 「小さな政府」と福祉財政の推移

まずレーガン政権の経済政策は、「経済再建法」(1981年2月)において、① 個人、法人部門での大幅減税ないし税制簡素化、② 国防費を除く連邦歳出の抑制、③ 政府規制緩和、④ インフレ抑制的金融政策、を柱としていた。これがマネタリスト、サプライサイダーズの理論、つまり「強い国家」を別とすれば、「小さな政府」を旨としたものであることは明らかである。

財政面からみれば¹⁴⁾、1981年のレーガン政権成立後「強い国家」、減税のための財政赤字が急速に増大し(1981年の786億ドルから86年の2212億ドルへ、80年代半ばにおける累積2兆ドルの赤字、国債累積)、このために1985年にグラム＝ラドマン＝ホリングス法(財政収支均衡法)、87年にその修正法が制定され、財政赤字削減に向けての改革が行なわれるようになる。以下福祉財政の動向をみよう。

米国の社会保障は大きくみて社会保険と公的扶助から成る。社会保険は、

公的年金制度（老齢・遺族・障害年金など）、メディケア（老齢・遺族・障害年金の受給者に対する医療保険制度）を中心に、これに失業保険を加えて構成される。公的年金制度（OASDI）は4000万人以上が（強制）加入、62歳から支給、これによって老後の所得保障がなされる。

事業主、被用者、自営業者からの社会保障税が財源である。この社会保障税は社会保障信託基金で扱い「オフ・バジェット」となっている、つまり連邦政府の一般財政収支（オン・バジェット）とは関係ないとみなしてよい。1992年は501億ドルの黒字であった。

公的扶助はメディケイドを中心にSSI（補足的所得保障）、AFDC（要扶養児童家庭扶助）から成る。メディケイドは1965年創設で、保険制ではなく一部の低所得者を対象とする医療制であることがメディケアとのちがいである。連邦政府のガイドラインの下で州政府が運営し、州によって内容が異なる。受給対象者は、他の公的扶助（SSI、AFDC）の受給者であるため自動的に受給資格が得られる者とそれ以外の医療困窮者、である。財源は州の一般財源と連邦からの補助金であり、そのため連邦の財政支出に大きく影響する。その負担額は1992年度で678億ドル（対GDP比1.1%）であった。

社会保障（公的扶助）に対する連邦財政支出の推移は以下のようなものである。

メディケイドでは、1980年が140億ドル、以後増大し1992年には678億ドルである。対連邦財政支出（オン・バジェット）比では、それぞれ2.9%と6.0%、対GDP比では0.5%と1.1%である。

SSI（補足的所得保障）では、同じく1980年に57億ドルだったものが1992年には194億ドルで対財政支出（オン・バジェット）比は1.2%から1.7%へ、対GDP比は0.2%から0.3%への増大である。

AFDC（要扶養児童家庭扶助）は、同じく1980年に69億ドルだったものが1992年には151億ドル、対財政支出（オン・バジェット）比は1.4%から1.3%へ、対GDP比は0.3%から0.3%へととなっている。

以上をまとめて医療に対する連邦支出計をみると、1980年の209億ドル

から1992年が1065億ドル、1998年は2200億ドル(予測)、対財政支出比はそれぞれ4.4%、9.4%、15.1%、対GDP比は同じく0.8%、1.8%、2.8%である。

このように、医療関連連邦支出の増大ぶりが明らかである。以上から社会保障支出は、レーガン政権下の1981年からみても、1992年に至る過程で(それ以後今日までも)着実に増大していること、レーガノミックスによる社会保障費削減の一般的な印象とちがって、これを容易に削減しえないこと(福祉財政の「困難」性)、つまり「福祉国家の崩壊」とか「小さな政府」は、この面からは簡単にいえないことが示されている。先のフリードマンの福祉制度批判とおそらく反対のことが生じていることがわかる。

次にサッチャーリズムのケースをみよう。サッチャーリズムにもとづく財政政策は、マネタリスト的性格とサプライサイド政策の組み合わせから成り立っていて、次のようにまとめられている。

まずマネタリスト政策として、①インフレ抑制、②金融自由化、次にサプライサイド政策として、①構造的労働市場政策(社会保障改革と税制改革による「貧困のわな」の解消、雇用法・労働組合法により労働組合の力を削ぐこと)、②民営化と規制緩和による市場メカニズムの回復¹⁵⁾、である。

サッチャーリズムの財政政策の規範は、政府支出の削減と減税とされ、法人税は1983年の50%から86年の35%へと切り下げられている。また所得税は、1979年の標準税率33%から87年の27%へと下げられている。ただし付加価値税は、1979年には10~12%だったものが一律15%に引き上げられ、直接税の減収分を相殺している。

ここでは簡略化のため、サッチャー政権成立の年(1979年)と10年後(1989年)の目的別実質支出(一般政府)の増減状況だけに限定してこれを見ると、住宅が100.3億ポンドから40.4億ポンドへ減少、医療・対人社会サービスが200.8億ポンドから260.2億ポンドへ増大、社会保障が370.7億ポンドから520.3億ポンドへ増大、というようになっている。この間、軍事

費は170.4億ポンドから200.2億ポンドへの増、総計で1690.4億ポンドから1850億ポンドへの増大、といった具合であった¹⁶⁾。

このように、サッチャー政権下で社会保障費の伸びが大きかったのは、1980年以後大量の失業が発生したことに対して、無拠出の補足給付が大幅に増加し、削減できない状況に陥っていたことが原因となっている。

削減の大きかったのは住宅で100.3億ポンドから40.4億ポンドへの減少であったが、これは公営住宅売却と公営住宅建設抑制のためであった。

問題の福祉国家の断絶性と連続性の評価については、サッチャーリズムが戦後最大の転換をもたらしたとしても、どこまで転換させたかの評価はむづかしい、とされる。大きく転換させた点としては、社会保障・福祉制度自体の民営化を大幅に進展させたこと、つまり個人年金、私的保険の奨励、公営住宅購入権を付与したことなどである。

しかし大きな再編ではあっても、福祉体制そのものの根本変化かどうかになると、一つに、各種社会給付の整理合理化は1970年代以来のものであること、二つに、NHS（国民保険サービス）についてもその解体（民営化）が試みられたわけではないこと、三つに、1986年の社会保障法（ファウラー法）も、国家スライド年金の全廃と私的個人年金への全面交替という当初案は実現できなかったこと、などの理由から疑わしいとされる。

結論的に、サッチャー政権による福祉政策転換は斬新なものではなく、スタグフレーション下で不可避となっていた福祉合理化の方向をより徹底させようとしたもの、と評価されている¹⁷⁾。

以上、米、英両国の「小さな政府」の実験をみていえることは、現実においては福祉財源はむしろ「着実に増大」しているし（これはいずれの先進主要国もほぼ共通）、「小さな政府」を実行したレーガノミックス、サッチャーリズムといえども一般にいわれているほどに社会保障制度は後退しているわけではない、ということである。

この現実が示すことは、経済成長性や税負担、財源のいかんによって手直

しが必要とされることはあっても、根本的な解体や見直しはできないし、すべきでもないということであろう。福祉財政の抑制がそれほど叫ばれていない日本、西・北歐においてはなおさらであろう。

各人においてなしえない、あるいは低所得層において、個人的にはなしえない最低限の生涯生活保障や失業、病気時の全国民的協同体制(保険原理プラス一定の財政負担)は、現在の経済発展水準からして欠かしえない経済厚生達成の目標であり、これについては政府任務の面が大きいからである。

三 政府規制と規制緩和

(1) 政府規制の性格と規制緩和

財政支出(税負担)の増大が量の面から「大きな政府」を示すなら、政府規制は法、行政の面から市場経済を拘束する意味で、質の面からそれを構成するといつてよからう。もっとも規制と財政との関連、例えば流通、物流、運輸、金融、エネルギーなどの各部門への規制や農業保護などによってどれだけの財政資金が投下されているか、逆に規制緩和によってどれだけ財政負担が節約できるか、延いては経済全体にどれだけの価格メリットがあるかといった計量的算出もなされているが、ここではそれについては触れない。

本節では、一つに政府規制とその緩和の意義、二つに米、英両国での規制緩和の動向、三つに日本での規制緩和の事例、を取り上げることにした。とくに3点目の規制緩和は「規制大国」日本にとって、国際比較劣位の産業や公共性維持との関連(失業、社会規制緩和の懸念)で考えられるべきだとされているが、その一例として、重点課題の一つである公的金融(郵貯)民営化問題を取り上げることしよう。

規制は経済(産業)規制と社会規制に分けられており、さらに経済規制は次のように分類されている。① 政府規制(直接規制)で一般にいう規制、

② 独占禁止法（間接規制）で広義の規制であり、弊害規制（カルテル、入札談合など）、ルール型行政、である。

日本では、①の政府規制（産業の保護・育成の目的）が多く、また②の独禁法の適用除外制度が広く存在していること、米国では、②の独禁法型（ルール行政型）が重きをなしていることが特徴となっている。

政府規制の対象には民間産業（規制産業、公益事業を含む）と政府事業がある。政府規制は、「公的機関が企業の行動を、一定の規律をもって制限する行為」、つまり直接統制であり、それが戦時のように全面的統制となるか、非戦時のように限定された分野、目的の下におかれるかのちがいがあがるが、資本の「自由」な活動を「公共目的」のために制限することに意義がある。

日本では、民間に対する規制は産業の保護育成（需給調整を含む）に関するものが多いし、また政府事業（特殊法人）もそれ自体特定目的、規制の下におかれているので、規制産業の一つである。その他公益事業（電気、ガスのほか広くは電信・電話、鉄道、バスなど）は自然独占性（制度的、技術的独占性の不可避性が強い）のものが多く、政府によって価格決定などのコントロールを受ける。

日本における政府規制問題がとりわけ重要なのは、周知のようにその数がきわめて多く、通産、運輸、農水、大蔵、厚生、建設などの各省で合計1万1千件に達するような規制（許認可、うち経済的規制が約6割、社会的規制が4割といわれる）の存在が指摘されることであり、これをもって「規制大国」つまり「大きな政府」であることが強調されてきた。

経済、社会規制のうち、前者の経済産業活動に対する規制は、アダム・スミスの私益即公益的市場システム（「資源適正配分」システム）にとつてにせよ、シュンペーターのいわゆる企業革新的システムにとつてにせよ、経済革新・発展の妨害者、敵対物になるとされる。

すなわち自由競争促進の保障を目的とする独禁法を別とすれば、民間規制産業、政府事業は消費者主権の見地から、できるだけ規制緩和、あるいは民

営化によって競争を促進することが望ましいというのが、現在とくに日本で強調されている規制緩和論であり、この意味で経済構造改革、そのための「小さな政府」が求められていることになる。

しかし、市場システム信頼にもとづく「公正な競争」は、一步踏み外せば直ちに弱肉強食の弊害を生み出すであろうから、それを監視する独禁法的規制が同時に強化されねばならない。つまり規制緩和は、他方において自由競争、市場システムでの「公正な競争」を確保するために、独禁法型の弊害規制を強めることと抱き合わせでなければならない、とされている。

また、しばしば経済規制の緩和とかかわる社会規制、例えば公正取引、環境保全、安全衛生、労働基準などの共通ルールを設定すること、消費者保護、預金者保護のしくみを機能させること、社会福祉、社会保障の制度を再編成して強化することなどが必要とされる理由もここにある¹⁸⁾。

このようにみれば、規制の数だけをみてそれが多ければ「大きな政府」、少なければ「小さな政府」という区別で是非を論ずることは、先の財政支出の大小と同様に、必ずしも意味がなく、問題はその内容が「公正な市場システム」によく合致しているかどうか、公的規制はそれとの関連において最小限のものであるかどうか、社会的規制は損われる恐れがないかどうか、などが問われるべきであり、「大きな政府」、「小さな政府」はその限りでは問題にならないことがわかる。

(2) 規制緩和の動向

規制緩和の動向をまずレーガン政権のケースで、ごく簡単にみよう。

1970年代からのフォード、カーター政権下で行なわれていた規制緩和は、はじめは経済規制緩和が主であり、80年代からのレーガノミクスでは社会規制緩和が主になる、との経過をたどっている。

具体的には、1975年の証券法改正(証券売買手数料の自由化)、航空参入弾力化、76年の鉄道再活性化法および規制改革法、78年の天然ガス政策法(価

格規制緩和)、公益事業規制法(発電部門の競争促進)、航空規制緩和法、79年の原・精製油規制排除法(国内価格の一本化)、80年の自動車輸送事業法(トラック運送業の競争促進)、スタッガース鉄道法、預金金融機関規制緩和および通貨管理法、81年の原油価格規制撤廃、82年のアメリカ電信電話会社法(長距離のみ、料金は規制)、航空参入自由化、バス運賃の規制緩和、貯蓄金融機関リストラ法、83年の航空料金完全自由化、84年のアメリカ電信電話会社分割、85年の民間航空委員会廃止、92年のエネルギー政策法(電力卸業者の送電アクセス自由化)、96年の長距離・短距離通信、放送の相互参入自由化、などである¹⁹⁾。

このように規制緩和の対象、中味は一樣でなく、またそのテンポも一挙に実行されたわけでないが、概して交通、電気通信、エネルギー、放送、金融など公共性が高く、また歴史的にも金融のように1930年代ニューデール期にさかのぼる規制を対象とするものもある。

次にサッチャーリズムについてみよう。1979年以後のサッチャーリズムについては先にも触れたが、インフレ抑制、物価安定を優先課題とし(そのための通貨供給政策の重視、所得政策の否定)、また供給面改善を目標として、①規制緩和、②価格、所得、資本移動に対する介入の廃止、③国営企業の民営化、④労働組合の抑制と労働関係諸法の改革、などを政策としている。

規制緩和の重点をなした民営化をみると、1979年のブリティッシュ・ペトロリアム(BP)民営化、80年のバス・サービス規制緩和(都市間価格の自由化)、81年のブリティッシュ・アエロスペース民営化、82年の国営トラック輸送公社民営化、84年のブリティッシュ・テレコム(BT)民営化、85年の地域バス規制緩和、86年のブリティッシュ・ガス(BG)民営化、87年のブリティッシュ・エアウエイズ(BA)民営化、89年の地域水道局民営化、90年の地域配電会社民営化、91年の火力発電会社民営化、94年の英国石炭公社民営化、95年の国鉄民営化開始(97年までに終了予定)、などである。

英国の電気通信分野の民営化の特徴は、BTの分割を行なわなかったこと、競争企業ということでマーキュリーの参入が認められたとはいえ、BTはほぼ独占に近いままにあること、と指摘されている²⁰⁾。

なお英国のビッグバン(金融自由化)として、1979年の為替管理制度の撤廃、86年の株式売買手数料の自由化、証券市場改革(証券取引所会員権の開放、証券業者の資格制度見直しなど)が行なわれている。

また英国での民営化では、財政赤字対策としての公営住宅の売却問題が重要であろう。これは公企業民営化とともに、資産所有民主主義(ポピュリズム)の柱をなすもので、1980年代に約150万戸の公営住宅が売却され、持家戸数が80年代に350万戸増大したもの(この結果、持家比率が1979年の55%から89年の67%になった)である。1980年法では、3年以上居住している公営住宅居住者に、市場価格よりも最低33%割引いた価格で住宅を購入できる権利を与えている²¹⁾。

以上、市場システム信頼型(「アングロサクソン型」)資本主義とされる米、英両国の規制緩和は、英国の国有化解除(株式の民間への売却)、公的資産(公営住宅)売却に対し、米国では、自然独占や参入阻止に対する緩和によって参入機会の拡大を図ること、といった内容上のちがいがあがるが、金融面での自由化は共通性が強いといえよう。

日本では、金融緩和は両国と共通するが、国有企業の民営化(3公社)では英国と共通するものの、もっとも問題化している民間産業への保護、育成的規制に対する緩和の点では、両国と異なっているといえよう。

日本での問題点は、金融、サービス、農業、中小企業など国際競争力劣位分野での規制(保護)緩和が、広範多数の失業者を生み出すと予測されていることである。したがってここでは、中・長期視点でみた経済全体へのプラス効果と、現実に起こりうる当面の失業増大のマイナス効果への評価いかんが、問題とされるのである。

(3) 日本における公的金融民営化

日本における規制緩和は、1993年9月成立の細川内閣以来重点的な政治課題とされてきた。ここでは、規制緩和、行財政改革の中心的一課題ともいえる公的金融（郵便貯金）、財政投融资（特殊法人）民営化問題を取り上げてみよう。公的金融民営化は、経済規制と社会規制のかかわりをみるうえでも重要な事例である。

郵貯（あるいは郵政三事業）民営化の根拠として一般に指摘されているのは、「ビッグバン」（1998年春）を控え、巨大な国営独占を抱えたままでは、世界的金融自由競争に対応しえない、官営としての優遇を受け（法人税、事業税の免除、保証料の支払い不要など）、全個人預金の2～3割をも集中している現状は民間金融を圧迫する、財投をとおして非効率事業への貸付と結びついており、財政肥大、ムダの根源となっている（「出口」との一体化）、これを断ち切るためにも郵貯は民営化して効率化を図るべきである、などの諸点である。

民営化の具体的方策としては、後藤新一氏が³、すでに1987年に郵貯の歴史をたどり7点において改革策を提起されていたが²²⁾、それをまとめるとおよそ次のようであった。

第一に、金融自由化の中にあつて、すでに巨大化している郵貯は地域分割することが望ましい。株式組織とし、個人から預金を受け入れ、個人に住宅ローン、消費ローンを行なう個人融資の専門機関とする。その他の資金は国債、財投債に用いる。

第二に、出口としての財投は基本的に解体し、政府金融機関など必要最低限は残すが、その資金は政府保証付財投機関債とし、市中で起債して資金調達をする。政府金融機関は、コマーシャルベースにのりたく国民経済的、社会政策的見地から真に必要なものに限って融資する。そのさいの金利は、一般会計からの利子補給で市場金利より低い水準とする。

第三に、郵政三事業（郵便、郵貯、簡易保険）は郵便局で兼営し、効率化を

はかったうえで利用者のニーズに弾力的に適応させる。

以上は郵貯、財投機能の官業必要最小限定化論であり、民営化のあり方をよく示す例といえよう。

他方、民営化否定、現状基本肯定論として以下の点が指摘されている。

一つは、郵貯、簡保などが個人貯蓄の2~3割を占めているとしても、その比重は停滞気味である。また高い郵便局への貯金集中は、競争・努力不足とバブル経済化を引き起こすような民間金融機関の責任に帰着させられるべきことである。

二つに、郵政三事業が一体で機能してこそ効率的経営がなされるのであり、これを分割することは全体を非効率にするだろう。

三つに、過疎地などの共同体的サービスの確保(ユニバーサルサービス)を地方の特定郵便局が担っている現状を解消させる、などである。

これらの民営化否定、現状維持論で妥当性をもっているのは、郵政事業が、財投(政策金融)として中小零細企業に対して民間金融機関ではなしえない分野を補完する役を担ってきたこと、地方、過疎地における郵便局のミニマム的なコミュニティ機能を果たしてきた、という点である。

確かに、民営化によってこのミニマムの機能まで喪失してしまうなら、民営化は妥当といえない。逆に、この最低限の金融補完的機能(「出口」での大幅制約)、あるいは地域金融なりコミュニティ維持機能を果たしうるなら(その場合は、社会政策として何らかの財政補助が必要となることもありうる)、巨大化した郵貯ないし財投機関(特殊法人)の原則的民営化は、市場システム強化のために望ましいだろう。少なくとも当面においては、特殊法人のスリム化(キャリアの退職年齢、給与引上げを条件として)は、財投による財政全体の肥大化²³⁾を防ぐうえで不可欠である。

こうして「郵貯百年戦争」における問題点は、郵貯、財投の「補完」機能を必要最小限におさえるか否かの点に存在しているといえよう。

四 混合経済と国家独占資本主義

「大きな政府」と「小さな政府」の対抗をめぐって展開されている市場と政府の関係、国家介入のあり方をめぐって、マルクス経済学はどのように把握してきたであろうか。これを、現代資本主義を国家独占資本主義として把握してきた潮流に即して一瞥しておくことにしよう。

もともと資本主義の主導者としての「独占的大資本、金融資本」と国家との「融合関係」、あるいは「国家の資本への従属」、「生産関係の社会化」論などとして出発した国家独占資本主義論は、さらに具体的に国有企業などの国家管理論、管理通貨制的不況対策論、労資同権化論などとして展開されてきたが、これらは事実上、混合経済における国家機能、国家調整作用を経済危機論、階級対立（闘争）論にもとづいて展開してきたものだった、といえよう。

しかし大略次の2点で大きな問題点、制約を内包していたことは否定できなかった。

第一は、国家介入の必然性、指標を資本主義の内部危機（戦争、恐慌）に求めたことから（それ自体は当然としても）、戦後の経済発展を説得的に展開しがたい面が生じたことである。大戦期、大恐慌期、その直接の影響下ならともかく、経済発展が長期的に持続したり、ましてソ連・東欧社会主義が崩壊すれば危機論的把握が後退するのは当然であろう。

また危機、内部矛盾の過大視とも結びついて、そこから、資本主義を根本的に否定する社会主義が不可避であるとする立場では（私自身も、以前にそうした考えに同調する面があった）、「資本主義の修正、改良」や「大きな政府」、「小さな政府」の必然性、諸特徴やその根底にある「市場経済」の事実的な半永久性、今日的な「経済的自由主義」の意義²⁴⁾は捉えがたいと思われる。

第二に、国家独占資本主義の指標論から展開された管理通貨制的総需要管

理政策、国有企業などはともかくとして、戦後の福祉国家ということになると、国家独占資本主義論では捉えがたい面が生じ、概念として齟齬をきたすことが避けられなくなる、ということである。なぜなら、「福祉国家」が「資本主義国家の修正」形態、あるいは「労資同権化」形態であることにちがいはないが、これと、国家と金融資本の結合性、あるいは国家なり独占資本の階級支配、抑圧性を意味する国家独占資本主義の概念、表象とでは一致しない面があり、その意味で齟齬をきたすのは否定できないからである。

このことから、国家独占資本主義概念は、一般的、通俗的にも妥当でなく「福祉国家」とすべきとの見解も当然に生じうるであろう²⁵⁾。ただ現実には、「独占的大資本」と国家の階級支配性、大資本の階級的優位性までを否定することはできないし（日本における「企業主義」と福祉国家概念の不一致、あるいはレーガノミックス、「小さな政府」下で所得格差が格段に広がる、そのしわ寄せが低所得層に及んでかえって貧困化が進むなど）、また社会保障制度の起こりうべき形骸化も否定できない。こうした階級支配性、福祉制度の形骸性に対する批判論として、国家独占資本主義概念は依然として有効性を保持しているといえなくもなかろう。

国家独占資本主義概念の有効性、無効性を問うさいに重視されるべきことは、資本主義市場経済の内部矛盾に対する国家調整機能の重要性、という事実である。いうまでもなくそれは、国家の民主主義的性格、役割の重要性に立脚するものである。すなわち総需要管理や所得再分配、福祉制度、政府規制などの拡大によって実現された「大きな政府」は、市場システムの「内部矛盾の調整」（「市場の失敗」の政府による調整）機能の反映、結果に他ならないこと、要するに、国家独占資本主義を、「市場の失敗」の「調整役」としての国家機能に注目して把握し、理論化すべき側面が大きい、ということである。もちろん「調整」は階級的に、つまり「大資本本位」に行なわれることを一般的な前提としてのことである。

「レギュレーション（調整）」理論が現代資本主義において注目される理由が

ここにある。

〔注〕

- 1) 「サッチャー革命」の評価について G. メイナードは、「サッチャーの政策がほんとうの意味で成功したか否かは、それが完全雇用という戦後の目標を固守したかどうかではなく、イギリス経済の長期的なパフォーマンスの改善をもたらしたかどうか、あるいは少なくともそのための環境を整えたかどうかで判断されるべきである。……とくに近年イギリスの鉱工業生産性が大きく改善したことは、ほんとうに必要な変化が起きたということを示すものであり、先行きは明るいといえる」と指摘している（メイナード〔新保生二訳〕『サッチャーの経済革命』日本経済新聞社、1989年、196—197ページ）。
- 2) 保坂直達『大きな政府か小さな政府か』（有斐閣、1982年）参照。
- 3) 「安価な政府」のこの意味については、アダム・スミス自身が「安価な政府」の用語を用いたことは一度もないことも合わせて、山崎怜『『安価な政府』の基本構成』（信山社、1994年）参照。また、スミスの経費論に、当時相当な比重を占めていた救貧費（社会費）が含まれていない理由について、林健久氏は、それが国家機関でないパリッシュが担っていたことのほかに、理論的にみて、自然的自由の秩序に抵触するような再分配機能をもった、あるいはいずれ経済発展につれて不要になっていくだろう救貧費は、理念としての財政論の中には占めるべき座はないとみなされたのだろう、と述べている（林『福祉国家の財政学』有斐閣、1992年、第2章）。
- 4) 政府支出増の要因については R. A. マスグレイブが経済的、環境的、社会的要因の側面から各国比較を行っていた（マスグレイブ〔大阪大学財政研究会訳〕『財政組織論』有斐閣、1972年、第3章）。
- 5) この点については J. M. ブキャナン他（水野、亀井訳）『ケインズ財政の破綻』（日本経済新聞社、1979年）54—56ページ参照。
- 6) 上野裕也『競争と規制』（東洋経済新報社、1987年）87ページ。
- 7) J. M. ブキャナン、R. E. ワグナー（深沢、菊池訳）『赤字財政の政治経済学』（文眞堂、1979年）の基本的主張点。
- 8) J. M. ブキャナン（深沢実監訳）『財政学入門』（1973年、文眞堂）88—89ページ。
- 9) 以下、M. フリードマン、R. フリードマン（西山千明訳）『選択の自由、上』（講談社文庫、1983年）第4章より。
- 10) 同上、253—254ページ。
- 11) 山崎怜、藤岡純一編『現代の財政』（昭和堂、1996年）47ページ。
- 12) 前掲注9)のフリードマン、251ページ。なお同じマネタリストの西山千明氏は、

自由主義の見地から、「問題は、社会福祉政策が必要かどうか、望ましいか望ましくないかで決してなくて、そのような自由社会の全体にかかわる政策の推進における基本的運営方式のいかんである」、「[日本にとって]この自由をもちたてるためには、増税こそ必要ではあっても、減税の余地は全くない」と言明されていた(西山『自由経済』中公新書, 1974年, 86, 121ページ)。

- 13) 前掲注 11)の山崎, 藤岡, 51 ページ。
- 14) 以下アメリカの社会保障財政については, 数値も含めて山口光秀, 島田晴雄編『アメリカ財政と世界経済』(東洋経済新報社, 1994年)第1, 3, 10章より。
- 15) 林健久, 加藤栄一編『福祉国家財政の国際比較』(東京大学出版会, 1992年)98-99 ページ。
- 16) 同上, 110-111 ページ。
- 17) 同上, 109-110 ページ。
- 18) 以上, 規制の分類と規制緩和の意義については, 主に鶴田俊正『規制緩和』(ちくま新書, 1997年)参照。また正村公宏『改革とは何か』(ちくま新書, 1997年, 第3章)をも参照。
- 19) 以上, 白川一郎『規制緩和の経済学』(ダイヤモンド社, 1996年)47 ページ。ほかに W. A. ニスカネン(西香泰訳)『レーガノミックス』(日本経済新聞社, 1989年), 英国のケースも含めて山本哲三『市場か政府か』(日本経済新聞社, 1994年), 松原聡『民営化と規制緩和』(日本評論社, 1991年)などを参照。
- 20) 以上, 同上, 白川, 67 ページ。
- 21) 以上, 前掲注 15)の林, 加藤編, 153-154 ページ。
- 22) 後藤新一『郵貯民営論』(有斐閣, 1987年)346-347 ページ。なお前掲注 11)の山崎, 藤岡編, 第8章をも参照。
- 23) 日本財政の構造特徴が財投の存在による財政肥大化現象にあることについては, 私自身も以前に触れた(柿本国弘編著『日本財政の動向と課題』八千代出版, 1996年)。
- 24) 今日の先進国における市場システムのあり方をめぐる理論問題については, 高橋洋児『市場システムを超えて』(中公新書, 1996年)参照。
- 25) 前掲注 3)の林, 5 ページ。